

令和7年度第1回史跡小牧山整備計画専門委員会議事録

1 会議の名称

令和7年度第1回史跡小牧山整備計画専門委員会

2 開催日時

令和7年7月16日（水）

午後2時30分から4時00分

3 開催場所

小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

4 議題

「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」の策定について

5 公開又は非公開の別

公開

6 出席者

〔委員〕 麓委員長、播磨委員、中嶋委員、中井委員

〔助言者〕 文化庁文化資源活用課整備部門（記念物） 小野文化財調査官

〔事務局〕 矢本教育部長、岩本教育次長、武市小牧山課長、

長谷川小牧山課長補佐兼史跡係長、浅野専門員、田中主事

〔傍聴者〕 なし

【事務局（武市）】

それでは、ただいまより令和7年度第1回史跡小牧山整備計画専門委員会のほうを開催してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、御欠席者の御報告ということで、本日は仲委員と愛知県文化財室の尾崎技師から御欠席の御連絡をいただいております。

本日傍聴者はございませんが、本委員会につきましては公開ということで、議事ににつきましては音声録音させていただきました、議事録をホームページに上げさせていただきますので、御承知おきお願ひいたしたいと思います。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りをさせていただきました資料につきましては、次第、資料1、資料2でございます。

また、委員の任期が満了したということで、本日、委嘱状の交付について、交付式を執り行うところではございますけれども、本会議におきましては、机上の配付をもって代えさせていただきますと存じます。御了承いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは初めに、教育部長の矢本より御挨拶を申し上げます。

【矢本教育部長】

改めまして、本日はお忙しい中、令和7年度第1回史跡小牧山整備計画専門委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、平素より本市の小牧山整備事業に御理解、御支援をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本日は、あいにくの雨の影響のため、会議前に行う予定でありました発掘調査現場等の視察ができませんでしたが、担当者から説明をさせていただいたとおりの進捗状況でございます。

委員の皆様、そして文化庁及び愛知県の御支援もあり、小牧山の発掘調査、そして史跡整備が少しずつではありますが進んでいると感じているところであります。

また、本年10月には、史跡整備を行う全国の市町村で組織をいたします全国史跡整備市町村協議会の全国大会をこの小牧市を会場として行う予定がされております。現在開催の準備を進めているところでありますが、これまで皆様方に御審議、御助言をいただき進めてまいりました史跡小牧山の整備の成果を全国からお越しいただく皆様に広く御覧いただける機会となるものと期待しているところであります。

さて、本日の専門委員会の議題は、「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」の策定についてであります。小牧山の南東中腹にあります青年の家が老朽化のため令和8

年3月末をもって閉館となり、その後解体を予定していることから、その跡地について、創垂館の保存・活用の視点も踏まえながら、整備の方向性を定めるため基本構想を策定しようとするものであります。

本日は、限られた時間ではありますが、委員の皆様から忌憚のない御意見がいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（武市）】

それでは、早速議事のほうへ移りたいと思います。

以下の議事進行につきまして麓委員長、よろしく願いいたします。

【麓委員長】

それでは、次第に従いまして、1. 報告、今年度の史跡小牧山整備事業について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（浅野）】

それでは、次第の1. 報告、今年度の史跡小牧山整備事業について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。A4が1枚になります。今年度の史跡小牧山整備事業につきましては、以下に示してございます5点を主に進めておりますので、御報告をさせていただきます。

まず①としまして、史跡小牧山主郭地区第3-2工区整備工事であります。先ほど図面のほうでも少し説明させていただきましたが、歴史館南東側の主郭地区第3-2工区、約768㎡につきまして整備工事を実施するものであります。工事期間は令和7年8月から令和8年3月末を予定しております。これにより歴史館の周りに築かれた2段の石垣が一周完成することになります。

②といたしましては、史跡小牧山大手道第2次発掘調査であります。先ほど専門委員会の前に説明をさせていただいたものになります。調査面積は445㎡を予定しており、調査期間は令和7年5月19日から令和8年2月を予定しております。

③といたしまして、史跡小牧山污水管更新工事であります。昨年度の委員会では修正設計について御報告をさせていただきましたが、今年度整備を行います主郭地区の第3-2工区内に小牧山歴史館の浄化槽がありますが、これを撤去し、青年の家西の下水管に接続するための工事を今年度実施するものであります。期間は令和7年7月から令和8年3月を予定しております。

④「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」策定につきましては、この後、議題にて御説明をさせていただきます。

最後、⑤です。小牧山城再現CG動画作成委託につきましては、現在山頂で行って

おります史跡整備工事では、発掘調査で見つかった最も高い石垣の位置を基準として石垣の復元整備を行っております、城が築かれた当時の石垣の高さまでの復元はしておりません。このため、信長が築いた小牧山城の本来の姿をより分かりやすく小牧山を訪れる方に伝えるため、現在の写真に当時の高さまで積まれた石垣や門、土塀などをCGで再現し、重ね合わせる動画作成を行っております。

再現方法としましては、現地に設置する置き型の看板に記載のQRコードをスマホなどで読み込むことによって、再現CG動画や解説文とともに音声解説が流れるといったものを想定しております。

なお、CG画像の制作につきましては、岐阜県恵那市にあります岩村城の再現CGビューアを作成された成瀬京司様、それから石垣や構造物の監修を本委員会の中井委員のほうにお願いし、9月末の完成、10月上旬の現地設置を目指して、現在制作を進めているところであります。

今年度の史跡小牧山整備事業についての報告は以上となります。よろしくお願いたします。

【麓委員長】

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(挙手する者なし)

特にないようでしたら次に進めていきます。

次、議題、「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（田中）】

それでは、議題、「小牧市青年の家跡地周辺整備基本構想」の策定について御説明させていただきます。

少し説明が長くなるので、着座にて失礼いたします。

また、今回の資料につきましては、図として細かい部分もございますので、引き続き前のスクリーンで一部映しながらの御説明をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料2を御覧ください。

まず初めに、修正がございまして、13ページの中段ぐらいの第IV章、整備計画というのが書いてございますが、正しくは第V章、整備スケジュールの間違いでございました。大変申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

では、まず表紙の次です。目次を見ていただきまして、今回の基本構想は全部で5章立てになっておりまして、章ごとに順に御説明をさせていただこうと思っております。

まず1ページ目を御覧ください。整備の背景でございます。

昭和39年に小牧山南東中腹に建設された青年の家がこちらに建っておりますが、開館から約60年たちまして、建物の老朽化が進んでいるような状態でございます。修繕に多額の費用がかかったり、利用者の低下というところもありまして、令和8年3月末をもって閉館することになりました。

現在、青年の家を所管しておりますこども未来部こども政策課によって青年の家の解体の設計が今行われているところでありまして、令和8年度、来年度に青年の家が解体ということが予定されております。

一方、青年の家の東側には創垂館がございまして、今現状、青年の家と創垂館が一体的な管理運営が行われております。青年の家が解体された後の創垂館の保存と活用に向けて、小牧山課で本基本構想を策定するに至ったということであります。

調査対象地は、図1でも示しておりますが、赤く塗られている部分になりまして、青年の家とその周辺部を含めた面積0.23ヘクタールということになっております。

次に、2ページをお願いいたします。

整備予定地の現状ということで書かせていただいております。整備予定地に建っております各施設の説明及び整備予定地に関する法令等の部分の記載になっております。

建築物に関しましては、創垂館と青年の家がございまして、各施設については抜粋して御説明をさせていただこうと思っております。

創垂館は、明治21年に愛知県知事の発案によって、迎賓館の機能を持った施設ということで、小牧山の西側の曲輪、前のスクリーンでいうところの部分になりますが、建てられたというところで、昭和24年の中学校の運動場の造成に伴って現在の場所に整地され、移設されたということになっております。老朽化によって平成24年度から利用を停止しておりましたが、令和4年度建設当時の姿に復元して、今見られるような状態になっております。

令和元年度に策定しました史跡小牧山保存活用計画書の中での創垂館の位置づけとしては、本質的価値に準ずる諸要素のうちの近世以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物ということで位置づけている建物になっております。

続きまして、青年の家ですけれども、先ほども言いましたが、昭和39年に青年活動の拠点として建てられたものでありまして、現在の位置に建てられました。建設に当

たっては小牧山の風情に合った和風建築様式にすることなど、条件がつけられて建てられたというものになっておりまして、保存活用計画の中では、史跡の価値に直接関与しない諸要素のうちの小牧山の歴史に関係のない施設ということで位置づけられている建物でございます。

引き続き3ページ目になりますが、2-2. 土砂災害特別警戒区域というところになっております。

4ページ目に図がございますけど、今正面にも同じ図が出ております。主に青年の家の北側の山の斜面にかけて、土砂災害防止法に基づきまして、急傾斜地の崩落の土砂災害特別警戒区域もしくは土砂災害警戒区域というものに指定されておりまして、図の中の赤いメッシュ状になっているところが特別警戒区域といっているものでありまして、黄色のメッシュのところ警戒区域というふうになっております。この特別警戒区域に指定されておりまして一定の開発行為の制限であったりとか、居室を有する建築物の構造というものに規制がかかってくるという場所になっております。

また、これも急傾斜地ということでありまして、青年の家の北側がほぼ崖になっておりまして、その崖に隣接しているということから、愛知県建築基準条例の第8条で、通称がけ条例と言われたりするものらしいんですが、それによって、ほぼこの今回の整備エリアの範囲内で実質的に建築物というのを建てることができないというふうな状況のある場所となっております、参考までに関係法令は一番最後に参考で添付してあります。

続きまして、4ページになりまして、保健保安林の関係ですが、青年の家と創垂館の北側のり面の一部が、図でいいますと青色になっているところが保健保安林に入っております、この中での伐採を伴う行為や土地の形質を変える行為、またこの後の法面の保護というところでこれが絡んでくるところではありますけれども、そういうものに関しましては、愛知県知事の許可が必要というエリアに入っております。

続きまして、5ページを御覧ください。

5ページは、第Ⅲ章の整備予定地の遺構というところになっております。

ここに関するものは、図面が次のページ以降についておりますので、併せて御覧いただきながら、前にもスクリーンで出しながらいこうと思っております。

整備予定地が6ページ目にあります昭和2年地形測量図では、山の斜面の地形として描かれているところでありまして、この図4の赤で囲んでいるところがおおよそ整備範囲となっております。この斜面だったところを削平する形で、今の広い平らな空間ができているということになっておりまして、7ページ目の図5、昭和2年地形測量図と、今建っている青年の家や創垂館、れきしるこまきのある位置を

合成した図になりますけれども、青い線が昭和2年の等高線になっております。その等高線が密集しているところを削平して、今建っているような状況であります。

削平に関しましては、今建っている建築物の、2度にわたって行われているというところでありまして、1回目が創垂館の移設時になっております。山の斜面地を削平しておりまして、こちらの図6になりますけれども、青年の家の建設時のときの配置図になっておりまして、もちろん創垂館はもうここに描かれておりますけれども、創垂館の南側の山の麓から上がってくる道のような形で描かれておりまして、当初、青年の家ができる前まではこちらから上がってきたのではないかなというふうには想定しております。

2回目が青年の家の建設時の整地工事によって削平を受けておりまして、こちらも青年の家建設当初の図面にはなりますけれども、これが図7でございます。図7のほうには赤いラインを引かせていただいておりますが、もともとの山の地形がこのラインにございまして、これを断面三角形に切って平地を造って青年の家を建てているということがこの図面から分かっているところになります。削平された上に青年の家の、こちらは基礎の図面にはなりますけれども、独立基礎という形で20本基礎が入っております、それが地中の梁でそれぞれがつながっているというような状況でございます。

基礎の大きさは、大体四方1.75mが2.55mのものでありまして、こちらの図面でいいますと、左手側が山側になっておりまして、図面の右が南側、れきしるこまきがあるほうの斜面ということになっておりますけれども、南側のこの5本に関しましては、基礎が大体2mぐらいの深さで入っております、それ以外は大体1.2mぐらいという形です。

先ほど御説明しました来年度の青年の家の解体におきましては、基本的に基礎は全部撤去していくような方針を前提としております。

以上のことから、もともと山の斜面地形であったところを削平し、かつ青年の家に関しては基礎を入れているというところでありまして、山の斜面だったところから、もともと城郭遺構はない可能性が高く、何らかの利用があったとしてもかなり削平を受けていることから、遺構が遺存する可能性は低い場所であるというふうに推定をしております。

なお、青年の家解体時においては、このような状況から遺構が残っている可能性は少ない場所ではあると思っておりますが、解体時には小牧山課の文化財職員が立会いの下、調査を行っていきます。

次に、第IV章の整備計画というところになりますので、10ページを御覧ください。

まず、整備の考え方についてです。今回の整備予定地は、創垂館のエントランスとなる部分でもございまして、創垂館が当初迎賓館機能を持って建設されたということから、その雰囲気を感じるような整備をしていこうかなというふうに考えております。創垂館のエントランスとして使用することから、昭和2年地形測量図にあったような、このもともとの山の斜面地形に復元するということはいりません。

また、創垂館の管理運営の面としましては、現在、電気や機械警備や消防の火災通報装置などが青年の家を經由していることから、創垂館が単独で運営できるよう設備の切離しをしなければならないということになっておりまして、本整備の中でも行っていくんですが、一部の設備においては、青年の家の解体と同時にやらないと創垂館が運営できなかつたりするところもありますので、これに関しては、令和8年度の解体工事と同時に行うことを予定しております。

大前提としまして、本整備においては基本的に新たな掘削は行わないものとし、掘削をせざるを得ない場所においては、青年の家の基礎が入っていた範囲、深さに収めると、既にもう掘削を受けてしまっている範囲内に収めることとして最小限の掘削にとどめることとしています。どうしても掘削を伴う場合においては、小牧山課文化財担当の職員の立会いの下、実施していきます。

続きまして、各工事の内容について順に説明していきますので、A3の平面図が14ページについているかと思えますし、今正面にも平面図を出しておりますけれども、こちらを御覧いただきながら見ていただければと思っております。

まず、創垂館に至るまでの動線というところでありますが、4-2. 創垂館への動線（敷地造成工）でございます。青年の家の西側のアスファルトが今現状もあるような状態ではあるんですけども、緊急車両や管理車両の進入というものを想定しまして、一部残存しようというふうに今のところ考えております。写真で示させていただいている創垂館の手前の部分のアスファルト部分は一部残存しようというふうに考えております。

一部その残存したアスファルトから創垂館の南側の玄関であったり、供待所から北側の勝手口までの人が歩くところに関しては舗装をしていこうというふうに考えております。

なお、造成工、道の部分に関しまして、先ほどの昭和2年の地形測量図、青年の家の平面図で見ていただいたような過去使っていた道の復元はいたしません。

続きまして、4-3. 法面保護工です。先ほど御説明いたしました、青年の家の北側の法面が急傾斜地の崩壊の土砂災害警戒区域というものに入っておりまして、写真3であったり、正面のスクリーンを見ていただくと分かるかなと思えますけど、こ

これは青年の家の北側の法面、北はかなりもうほぼ垂直、一部えぐれているというような部分がございますり、2階から撮った写真では、先ほどの急なところがこちらにあります、ちょっと平たい部分があって、こっちに山の斜面が広がっているというようなところになっております。

今後、整備予定地跡地として利用があるというところから、安全を確保するという面から、法面に関しては保護していきたいというふうに考えておりまして、工法に関しましては、こちらはれきしるこまきの整備工事でも使用しましたジオファイバーという工法も検討しておりますが、工法や施工の範囲、エリアに関しましては、様々な方法の安全性であったりとか、費用面、費用対効果というところも踏まえまして、ジオファイバーだけではなく、ほかの方法も今検討しているところでございます。

次回の専門委員会までに、工法に関しましては提示させていただきまして、それぞれの工法のメリット・デメリットというところであったりというところから、工法及び施工のエリア、範囲というものを考えていきたいなというふうに思っているところであります。

なお、創垂館の北側のほうは土砂災害特別警戒区域というものに入っていないんですけれども、現状を見ると、創垂館の北側の崖がもう2mから3mぐらいの高い崖になっているようなところでもありますので、創垂館の北側に関しましては特別警戒区域には入っていないんですけれども、崖崩れなどを未然に防ぐために保護したほうが良いと考えておりまして、法面保護の範囲としては入れていきたいというふうに考えております。

続きまして、11ページは植栽工です。整備予定地が当初迎賓館的な機能を持って造られた創垂館すぐ隣にあるものですから、創垂館のエントランスとしてその跡地を活用していくことから、小牧山の四季を感じられるような桜や紅葉やツツジ類の植栽を行っていかうと考えております。ツツジに関しましては、舗装された道に沿って植えていくというところですか、基本的に新たな植栽、新たな樹木を植えるに際する掘削に関しましては、青年の家の基礎があった場所の深さと範囲に収まるような形で、新たな掘削を行わない形で桜や紅葉を植えていきたいというふうに考えております。また、平面に関しましては、芝を貼っていくということを考えております。

次に、4-5. 管理施設整備工についてです。創垂館の管理をする上で必要な備品類に関しましては、一部がまだ青年の家の中で置いてあるところもありまして、基本的に青年の家は解体されるに伴って、その備品類は創垂館の中に置くようにしなければいけないということなんですけれども、先ほど御説明しました愛知県建築基準条例によって建築物を造ることができずに、基本的には創垂館の中へ何とか収めるような

形にしようと思っております。

また、創垂館から青年の家までの南側のフェンスです。竹柵だったのが途中から金網のフェンスに変わっていくというところでちぐはぐなところが見られます。混在しているというところですので、この整備時に全て竹柵に更新していこうというふうに考えております。

次に、給水・雨水排水・汚水設備工についてですけれども、給水管に関しましては、今現在北側の斜面についておりまして、それが分岐する形で青年の家と創垂館ということで引き込まれておりますので、この管に関しましては引き続き使用していくということで、給水に関しては変わりません。

雨水排水に関しましては、基本的に青年の家解体後も残る西側にある柵に接続する形で考えておりまして、この北側の法面から落ちてくる雨水を受けるための法面際に排水溝を1本と、この整備後の平地のエリアの水を受けるための南側に雨水の排水溝を通そうかなというふうに考えております。

創垂館の汚水の関係ですけれども、今現状、創垂館のトイレから出てきたのが地上の配管でずうっと来て、途中からマンホールに入るという形になっておりまして、今回の整備において、この下水の管に関しまして、青年の家の基礎があった部分までは地中配管にしようと考えておりまして、ちょうど青年の家の基礎があった部分から中に入れてつなげる。青年の家の基礎が入っていない部分に関しては、引き続き地上配管という形にしようと考えております。

続きまして、12ページに移りまして、電気設備工になります。

現在、創垂館に行くための電気が青年の家の外壁を伝って創垂館に入っているということでありますので、青年の家の解体によって新たに創垂館に電気を引き込む必要性があります。こちらに、創垂館、青年の家の北側のほうに1個電柱がございまして、そこから引き込むような形にはなるんですけれども、確認したところ創垂館まで一気に例えば引くことはできないということがございましたので、1本青年の家のもともと基礎があった部分に受けるためのポールを立てまして、電柱からポールへ地上でつなげる。このポールを伝って地中に入れまして、青年の家の基礎があった部分に関しての電線は地中配管で、青年の家がなくなったところで基礎が、掘削が起きていないところからまた地上に戻してという形で、極力青年の家の基礎が、既に掘削を受けている範囲に関しましては地中に入れたいというふうに考えております。

次に、防犯・防災設備工についてなんですが、現在、創垂館を監視しているカメラが4台ございまして、創垂館の軒下に2台、青年の家に2台ついております。青年の家の解体に伴って2台分の監視カメラがなくなりまして、創垂館を西側から確認する

ための防犯カメラがなくなるということもありますので、電気設備工事のときに新たにちょっと1本を入れるポールに防犯カメラを設置して、西側から創垂館を監視できるような形にしようかなというふうに考えております。

また、創垂館の閉館中及び休館中の施設への不法な侵入を防ぐために、創垂館の西側に置き型式の通行止めのポールなどを設置して、ここから先は閉館中、休館中は立入禁止ということを示していこうかなと考えております。

また、青年の家について、Jアラート緊急地震速報についてなんですけれども、創垂館に移設するというのを考えておまして、配線の方法等については電気と同じような形で行おうというふうに考えております。

最後、13ページになりまして、撤去工になりますが、創垂館の東側に井戸が残っておりまして、創垂館の附属施設というものではございませんで、本整備に併せて撤去をしていこうかなというふうに考えております。

最後に、第V章の整備スケジュール、先ほど修正したところになりますけれども、整備スケジュールについては下記のとおりでありまして、跡地整備に関しましては、今年度基本構想、来年度実施設計策定、令和9年度整備工事、令和10年度報告書作成という形のスケジュールで、こども政策課のほうに関しましては、先ほど御説明しました今年度解体の設計を組んでおまして、令和8年度に解体工事に入っていくという形でのこの跡地のスケジュールになっております。

資料2の説明は以上となります。

【麓委員長】

ありがとうございます。

ちょっと確認させてください。土砂災害防止法、いわゆるがけ条例という。

【事務局（田中）】

がけ条例は愛知県建築基準条例です。

【麓委員長】

この土砂災害防止法というのは県ではなくて。

【事務局（田中）】

それは指定するのは県ではあるんですけども、条例とかではなく、法律。

【麓委員長】

これは、じゃあがけ条例とはまた別ということですか。

【事務局（田中）】

がけ条例は、愛知県の建築基準条例の第8条というのがありまして、また別物になっております。

【麓委員長】

分かりました。そうしたら今度、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域っていわゆるレッドゾーン、イエローゾーンですけど、それはがけ条例に基づくものではなくてレッドゾーン、イエローゾーンというのは土砂災害防止法に基づいて指定されるんですか。

【事務局（田中）】

そうです。

【麓委員長】

指定するのは県ですね。

【事務局（田中）】

指定するのは県ですけども、一応確認したところ、もう完全に土砂災害防止法と愛知県建築基準条例というのは一緒になるとはいえ別物という形で、こちらのレッドゾーン、イエローゾーンのレッドゾーンに指定されていますと、先ほど言った一定の制限であったりとか。

【麓委員長】

いや、それは分かるんですけど、この特別警戒区域というのがレッドゾーンでいいですか。

【事務局（田中）】

そうです。

【麓委員長】

警戒区域がイエローゾーンでいいですか、それを指定するのは県ですか。

【事務局（田中）】

はい、県です。

【麓委員長】

その県で指定したのはいつですか、小牧山の青年の家の裏と前をこういう形で指定したのはいつですか。

【事務局（田中）】

平成27か28年ぐらい。

【麓委員長】

平成27か28年ぐらい。

【事務局（田中）】

はい。

【麓委員長】

そのときに、4ページの図2を見ると、これはどうも青年の家の北側だけかかっているように見えるんですけど、県はなぜ一連の斜面で青年の家の北側だけをこういう指定したんですか。それは県が指定したことだから分からないのですか。

【事務局（浅野）】

ちょっとそのときの協議に直接は加わってないんですけども、おっしゃるとおり今思えばなぜかかかっていないのかということ、正確に創垂館がレッドゾーン、イエローゾーンに外された理由は、ちょっとすみません、分かりません。

【麓委員長】

分からないのね。

【事務局（浅野）】

はい、以上です。

【麓委員長】

これが青年の家を撤去してしまうと、このレッドゾーン、イエローゾーンだけの範囲は残って、主たる用途が創垂館になっても、その両側はこういう指定、レッドゾーン、イエローゾーンにならないのか。それとも撤去した後で、もう一度県のほうで検討した上で、ここがレッドゾーン、イエローゾーンになるのか、それはどうなんですか。つまり平成27、28年に指定したときに創垂館は使っていなかったから、いろいろ考えなかったのかもしれないんですけど、今後のことを考えると、一連のところでもそういうゾーンに入ってくると思うんですけど。そういうのをいつ、県は今度どう判断するんですかね。このまま平成27、28年で決めたので漏れたところはお構いなしということはある得ないと思うんですよね。

【小野助言者】

私の記憶ですと、この土砂災害警戒区域に指定された当時の判断基準としては、人が常駐したり、泊まったり利用したり、不特定多数がする場所に対してのみレッドゾーンを入れているはずなんです。だから、創垂館はその当時立入り制限をしていましたので、そのために創垂館の部分というのは、同じ傾斜ではあるけれども、外して、立入りのある青年の家の部分がこのように指定されたんだと認識していました。

それで、この図にもあるようにアンカーを入れているんですよ、青年の家の担当部署がアンカーを入れた時、そこで立会った記憶があります。

恐らくですけど、今後の手筋としては、まずはこの青年の家がなくなるということだと区域の指定の動機づけがなくなるわけですし、速やかに警戒区域を存置するのか、県とそういった協議をするんじゃないかなと思います。

【麓委員長】

見直しのね。

【小野助言者】

はい、動機がなくなっていますので。

【麓委員長】

むしろ残った創垂館に対して今後どういう活用をしていくので、レッドゾーン、イエローゾーンの見直しというかな、そういうことを県でやる可能性はあるわけですね。

【小野助言者】

そうですね、その働きかけをしてもらわないといけないということになると思います。

【麓委員長】

そういうことですね。ということになるんだろうと思いました。

もし、現時点で何か青年の家に代わるものを造るとしたら、当然県のほうと協議することになって、そのレッドゾーンに対する処置として待受け擁壁を造るであるとか、いろんなことを対策しないと建てられませんということになると思うんですけど、創垂館は修理も終わって、今現に建っていますけど、ここで言っているようなジオファイバー工法等のことをやるだけで済むのか、あるいは例えばここに常駐しないまでも観光客が時々来て見学するのに、この程度のことでもいいかどうかというようなこともあると思うんですね。だから、そうすると、新たにそういう指定区域になる可能性があるわけですね。なる可能性があって、それに十分な対応をしたものでないと、ジオファイバー工法をやった後で、この程度では駄目だ、斜面の傾斜角によると思うんですけど、この程度では認められないなんていうことにならないようにしておかないといけないなと思ったんですけどね。

ほかにいかがでしょうか。

【中嶋委員】

いいですか。

サインの計画を少し入れてほしいと思います。例えば今、青年の家に案内しているものとかありますし、創垂館ももともとここにあったものではないので、その辺をきっちり説明する必要があると思いますので、サイン計画みたいなものをちょっと入れてもらえるといいかなと思います。

【麓委員長】

ほかにいかがでしょうか。

【播磨委員】

今後創垂館をどう利用するのかなというのがちょっと見えていないので、例えばそれがあつた程度見学をするんだつたら、やっぱりちゃんと整備の問題もあるだろうし、だからその辺が一切記載されていないので、やはりそれをある程度文化財的なものとしての見学なり、また中に入れるようにするのか、ちょっとそういうことを触れる必要があるんじゃないかなという気がします。

【麓委員長】

現状で青年の家がありながらも修理工事が終わった後で、積極的な活用ということは当然考えていますよね。見学があるし、それとお茶会とか幾つかの催しも年に何度もやって、使用したいという人があれば受け入れているわけですよね。そういう創垂館の活用の計画をちゃんと書かないと、跡地だけの話では済まないだろうという御意見だと思つたんですよね。

それと私の希望としては、もともと主郭地区のすぐ近くの曲輪に建てられて、それが昭和24年に移築されたわけですけど、本来の建物は愛知県の迎賓館というより、もうその建設のときから徳川家に払い下げるとつような内々の話があつて迎賓館を造つてつと思つたので、要するに尾張徳川家の迎賓館ですよ。それが徳川家から手が離れると下に移築して、なおかつ市民が広く使えるつような施設に改善されたわけですけど、建物としては登録有形文化財の答申も出たし、それだけの価値もあるものなので、その青年の家の跡地を尾張徳川家の迎賓館にふさわしいもの、つというのはあまりみすぼらしいものにしないでほしいなつという、創垂館を修理した人間としてはみすぼらしいものにしてほしくないなつというのがあつて。

14ページの配置図で、通路から青年の家のある程度のところまで車が入つてくる、それをそのままつというわけにはいかなくて、何らかの新しいことにするつと思つたんですけど、そこから先、創垂館までの園路であるつとか、今桜つというのを2本ぐらい植えるだけで、あと舗装をする園路から北側のところがつどうつ庭になるのが全く分からないんですけどね、何かこれだけ見ると非常に粗末な庭のつように見えるんです。当然、史跡としてどこまでできるつというのは制限はあるつと思つたんですけど、史跡の範囲内で許される創垂館にふさわしいものに、ある程度の費用をかけて整備していただきたいなつと思つたんですけどね。

それと断面図、青年の家を造つたつというのを8ページの図7で、大体、元の建設前の地表面はつこういう斜面だつたところを平坦に切つたので、切り通つたので、この基礎があるところぐらいまではほとんど城跡としての遺構は残つていないつという判断でついる。その場合に、要は青年の家はこれでいいつんですけど、同じように創垂館のところもある程度山側は切つて創垂館を移築してついるんでつしょうね、切り通してね。創垂

館を修理するときには史跡の上なので、トイレの汚水の排水なんかも地上に現しのままとしたんですけど、それはまだ青年の家があってほとんど裏側で見えないところだったから、これはやむを得ないなと思って地上に露出の配管にしたんですけどね。

この8ページの図7のような断面でもし切られているとすると、創垂館の山側のところもかなり切られているわけですよ。そうすると、先ほどの話では創垂館の露出配管はそのままにして、そして青年の家のところだけ、この断面より下のところに埋設するような配管にするという計画でしたけど、もう全く史跡としての遺構は残っていないというのであれば、今回併せて創垂館の便所から露出の配管を埋設することはできないですかね。それは全くできないことなのか、いや、ちゃんと調べて、全く遺構が残っていないというのであれば、この配管を埋設してもいいのか、その検討した上で、やっぱり地上の露出配管しか駄目だということのだったらやむを得ないと思うんですけど、それはいかがですかね。

【事務局（浅野）】

青年の家の部分について、例えば電気管だとか汚水管だとか、そういうものを地中配管というもの、あるいは木を植える範囲につきましても、今現状の地表面から下に基礎が入ってしまっていて、その基礎を取った範囲の中でやろうというふうに考えております。なので、それよりか下まで掘るということはしないということで、これ以上史跡を傷めないという観点から、そこは地下配管しようと思っております。

今、麓先生おっしゃられた創垂館の北側に確かに地上配管であります。その地表面より下を掘るということは新たな掘削に当たるというふうに考えるとすれば、それは難しいのかなと。

【麓委員長】

全く認められないことですかね。こういう断面図のとおり、その移築前に、これだけ斜面を削って平地にしているということでも絶対駄目なんですかね。

【事務局（浅野）】

それについては、文化庁の小野調査官からお答えいただければと思います。

【小野助言者】

逆に言うと、おやりになりたいことというのがまずあって、その設置物というもののプランがあって、その影響を最小限として考えてもやむを得ない範囲なんだという説明ぶりじゃないと、現状変更が通りにくいということになるかと思います。説明の仕方としては、まずこの範囲だったら何をやってもいいだろうではなく。

【麓委員長】

もちろんそれはそうですよ、何をやってもいいとは思わないんですけど。

【小野助言者】

必要な設置物をする必要があつて、例えば先ほどのがけ条例の話なんかで擁壁を造らなきゃいけないくて、既に掘削されているところにさらに再掘削が入ってしまうというのはやむを得ないという判断がなされた場合は、ありますし、れきしるこまきの基礎もそうしたはずです。同様のロジックで必要最小限で、かつやむを得ない施工なんだという説明で現状変更に当たっていただくということになるんじゃないでしょうか。

【麓委員長】

その可能性として、創垂館を移築するときに切土をして、そのとき既に史跡ですよ。その掘削したところよりも、しかもあそこには排水の溝も崖側にありますよね。そういうことをやっっているながら、創垂館の便所の汚水の排水管を地上に露出をあえてしないとイケないのか、それをさらに今の排水口をちょっと広げるようなことになるかもしれませんけど、もうちょっと既に掘削された範囲が少し広がるというような形で申請する可能性があるかないかというような言い方をしている。最初からもうしませんというふうに言われるから。

【中嶋委員】

多分、青年の家のときはまだデータがあるんですけども、創垂館の方が多分ないんで、実際に掘って確かめるしかないと思うんですよ。どこまで掘削を受けているか、掘削したのかというのは。例えばそういうこともやりますから認めてくださいとお願いするんじゃないですか。

【麓委員長】

そういうようなそういう努力をして、今のみっともない地上露出配管をできたら埋設していただきたいんですよ。

【中井委員】

やっぱり一番最初のやり方として、先ほど播磨先生もおっしゃったけど、創垂館自体の位置づけをどうするかというところから考えていって、それならば今、麓先生がおっしゃっているような地表面ではなくて、創垂館をこうしていくのでこうしていくというストーリーをつくっていかないと僕は駄目だろうと思うんですよ。それをやっぱり文化庁と協議をしていくというね。だから、今回は撤去しました、じゃあ創垂館はそのまま前のままでというようなことでは僕はやっぱりないんじゃないかなあ、やっぱり全体を通してこれは考えていかなあかんのちゃうかなあと思うね。

そうなると、エントランスだって、やっぱり創垂館をこういう形にしたいのでエントランスはこういう状態にしたいというふうにやっぱり変えていかなあかんとちゃうかなあ。やっぱり桜一本植えているだけでいいのかというね、そこを桜よりも何かほ

かのことを考えたほうが良いとは思いますが、やっぱり全体に今後は創垂館をどうしていくかというところでの計画を考えて文化庁との協議ということじゃないかなあ。撤去しますだけではやっぱりおかしいなとは思いました。

【麓委員長】

だから、小牧市青年の家跡地周辺整備となっているけど、やっぱりもう少し創垂館の前庭という意図も含めた整備の基本構想にすべきじゃないですかね。

いかがですか。

【中嶋委員】

本当にちょっと、これ何、芝生だけというようなちょっと非常に違和感がありますね。

【小野助言者】

ちょっと申し上げてもいいですか。

この素案をいただいて、読み込んだときに、感想レベルなんですけれども、まずは事務的な話もさせてください。

まず、青年の家の撤去そのものなんですけれども、これは大きな現状変更ということになります。

かつて小牧市は、旧市役所の建物の撤去のときにも同様の手筋を取っていらっしゃいますので、そのスキームに倣って史跡部門ときちんと事前の協議から撤去の方法まで、きちんとお示しをしていただいた上で、きちんとしかるべきタイミングで現状変更を取るようにしてください。

それから創垂館の登録は答申がもう得られたということによろしいですね。

【事務局（武市）】

答申はいただきました。

【小野助言者】

では、そういった施設に関すること、登録って書いてありましたか。

【事務局（浅野）】

書いてありますが、何月何日に登録されたという告示日だけが入れていない。

【小野助言者】

なるほど。

【麓委員長】

官報告示がまだなだけで、答申は。

【小野助言者】

じゃあ登録はできているんで登録としての扱いという話と、それからもう一つは史

跡の構成要素としては準ずる要素に位置づけられておりますので、やはり創垂館そのものの準ずる要素としてのこの部分というのは、適切であるかという文脈が必要なんだと思います。

とはいえ、これは準ずる要素でもありますので、本来の本質的価値の構成要素である遺構や旧地形、それから全体の縄張と言われる、お城全体の縄張への最小限の影響にとどめて誤認をさせない、ここが例えば一つの曲輪だなんていうような誤認を招くような整備ではないですよという姿勢というか、方針というのをまずはきちんと打ち出していただかないと現状変更を持っていきにくいだろう、ここでどうしてこういうことをやらなきゃいけないんですかという、そもそも論にまず戻ってしまうんだろうなと思いました。

ここからは事務的な、名称的な話なんですけど、基本構想とされた理由は何なんでしょう。

普通、基本構想を立てられたら、その後に基本計画が来ます。かつての、それこそ中嶋先生がおやりになった頃は構想を立てて、各パーツごとの基本計画で進めましょいうという手順でやって、ずっと旧小牧中学校跡地にしろ、市役所の本庁舎跡地にしろ、そうやってパーツパーツで進んできているかと思います。

既に小牧市では保存活用計画をもう策定していて、その中の整備の大綱ですとか整備の方針というのが、ある意味現在においての基本構想が位置づけられているわけです。だから、今回これをさらにもう一回構想という、しかも、史跡の中の1パーツで構想と立てていることに何かすごく意味があるんでしょうか、と素案を拝見したときに思ったわけです。

先ほどの従前の取組の流れでいけば、この跡地というべきか、創垂館周辺というべきかは名称はお譲りしますが、整備基本計画でいいのではないのでしょうか。そして、計画にふさわしい内容というのをこの中で御審議いただいて、立てていただいて、その後、設計、施工のほうに走っていただくというのが通常の史跡整備の手筋ではないかなと思いました。

加えて、13ページにその整備のスケジュールを拝見しますと、今年度に構想が策定されて、その後8年度に実施設計となっているわけですよ。仮に、この今の7年度の構想を計画と呼び替えたとしても基本設計はないんですか。これだけ結構大きな地形とか、排水とか、水回りであるとか、それから法面の保護の措置ですとか、そういったものやっっていくのをいきなり実施設計で、しかも単年の実施設計でやり切れるものなんではないかというの、素朴にこのスケジュールを拝見したときに思いました。

なので普通だと、私が担当者で立てるとすれば、令和7年が基本計画で、8年が基

本設計で、9年が実施設計。いかにコンパクトにやろうとしても、8年に基本設計、実施設計とするような流れになるのではないのでしょうかと思うところなので、ここでこういうスケジュールを設定された意図を事務局の皆様から御説明をいただきたいなと思いました。

あと最後に1点、14ページの図を拝見しておりますと、当然、青年の家の跡地、それから創垂館の山側の斜面においては何らかの手当てが必要、その警戒区域の確認というか、継続の確認はしていただきたいわけですが、とはいえ当然整備の中では何らかの手当てをしなければいけないと承知しているところです。

一方で、青年の家があったときに、この写真にちょうどある山側の部分は一旦ジオファイバーを入れていて、これで安全性を一旦は担保したのが10年前ぐらいかなというものです。それをどう評価されるのかということと、それから今、計画地のもう山側の赤い線ぎりぎりまで格子状の網かけが入っていて、最大の範囲だとは思いますが、ジオファイバー工法みたいなことの施工が予定されていますけど、これは山側を見ると、遺構配置図を見ていただくと土塁に当たっていますよね。これは本質的価値になりますので、それをその青年の家の跡地の今のこの平場というか、掘削された斜面を尊重して土塁に何らかの手を打つというのは逆転だと思うんですね、価値の逆転だと思います。

ここに影響を及ぼさない範囲で、この平坦地をどういうふうに扱うかというように視点を臨んでいただきたいですし、逆に言ったら青年の家の跡地の部分というところに、さらにここからのり面の安定勾配で取れるものを造って、斜面を造って処理していただいて、上に何も手を加えなくてもいいような措置とか、最小限もっと下げた斜面のところで収めるような措置というのを考えるべきで、今この平場があるからそれを最大限そのまま使おうという考え方自体がスタートラインとして違っているのではないのかなと思いました。以上です。

【麓委員長】

ありがとうございます。

今の御指摘に対して、事務局のほうから何かありますか。

【事務局（武市）】

名称につきましてですが、調査官おっしゃるように保存活用計画というのがございますので、構想ではなく、名称については整備に関する計画ということになろうかというふうに思います。

基本設計の後、実施設計をとということでございます。私どももこちらの整理をする中でこの整備地はかなり改変を受けているというようなことも踏まえまして、創垂館

の利活用に資するような整備に、最小限にとどめた上で実施設計にそのまま入っていききたいというふうに考えておりましたけれども、基本設計にすべきということでございましたら、そういったスケジュールの見直しをしていただきたいというふうに思っております。

あとこの計画範囲ということで、先ほど土塁の遺構のほうに入っているということですが、こちらは今最大の範囲ということで示させていただいておりますので、そういったことも踏まえて、計画のほうはこれからしっかりと見直しをしていきたいというふうに思っております。以上です。

【麓委員長】 だから、大分見直しに時間がかかりそうなので、スケジュール、今年度の基本計画の策定がどの程度までかということもありますけど、青年の家の跡地をそのまま平場として残すだけではなくて、もう少し斜面を同じ、かつて8ページの図7と同じ斜面になるかどうかは別にして、もう少し、あれは30度以下だと一般的にいはずですよ。

イエローゾーンになるのも、30度を超えたらイエローゾーンになる、一般的にね。だからそういうのも踏まえて、少し山側のある部分は斜面にまた戻すであるとかというようなことも併せて考えながら、この青年の家跡地、しかも創垂館の前庭としてふさわしいような計画、そういう方向で基本計画をつくっていただくということで、来年度基本設計に行くというような見直しが必要かなと思うんですけどね。

それと、先ほど多くの委員から言われましたように、創垂館の活用について、現状の活用だけじゃなくて、青年の家がなくなるともっと積極的に、多分青年の家で今までやっていたようなことも創垂館でやりたいというような希望の人も出てくると思うんですよ。そういうことも踏まえて、創垂館のさらに登録有形文化財を積極的に活用するようなことも併せて考えていただきたいと思うんですけどね。大変でしょうけど、それが筋だと思います。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

では、議題は終わりました、その他について事務局から何かありますでしょうか。

【事務局（浅野）】

第2回の小牧山の専門委員会のほうを9月頃に開催したいと思っております。そのときには今回いただいた宿題等々をまたもう一度直したものを、この時点でできる範囲になります。御提示させていただきますとともに、天候にもよりますが、本日見ていただけなかった現場のほうを御視察いただきたいなと思っております。

皆さんの御予定をお聞きしたいと思います。

(以下、中略)

【麓委員長】

ほかに委員の皆様から何か御報告とか御連絡とかございますでしょうか。

(挙手する者なし)

小野調査官、よろしいでしょうか。

【小野助言者】

はい

【麓委員長】

では、本日の議題の審議が終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

【事務局（武市）】

委員の皆様、どうも慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第1回史跡小牧山整備計画専門委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。